買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成29年11月22日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
鳥取県鳥取市吉岡温泉町字上岡441番 畑　138㎡	吉田　梅藏 住所不詳	
鳥取県鳥取市吉岡温泉町字上岡442番 畑　211㎡		
鳥取県米子市富益町字往来東七801番１ 山林　93㎡	中島平兵衛 鳥取県西伯郡富益村4381番地	
鳥取県米子市夜見町字新開八3048番１ 田　494㎡	北島　繁一 兵庫県武庫郡良元村仁川辰1461番地11	
鳥取県米子市夜見町字新開八3048番２ 田　12㎡	佐竹　英治 大阪府大阪市住吉区晴明通一丁目	現況：公園敷地
鳥取県米子市皆生温泉一丁目1872番４ 用悪水路　56㎡	舌鼓　政一 米子市皆生	
鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束字長畠784番２ 畑　175㎡	里地　三平 鳥取県東伯郡八橋町大字徳万280番地	現況：道路
岡山県苫田郡鏡野町薪森原字下河原918番 畑　20㎡	土井　道弘 苫田郡郷村森原	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成29年11月22日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
佐賀県鳥栖市本鳥栖町字川原田1539番１ 墓地　24㎡ （買収時：佐賀県三養基郡鳥栖町大字藤木字川原田539番１　畑　７歩）	片倉製糸紡績株式会社 東京都中央区京橋三丁目２番地４	
宮崎県児湯郡都農町大字川北字上助代5555番 畑　171㎡ （買収時：宮崎県児湯郡都農町大字川北字上助代5555番　畑　１畝６歩）	後藤サト子 宮崎県児湯郡都農町大字川北4818番地	
宮崎県児湯郡都農町大字川北字黒石11829番６ 公衆用道路 630㎡ （買収時：宮崎県児湯郡都農町大字川北字黒石11829番６　原野　１反３畝）	都農町 宮崎県児湯郡都農町大字川北4874番地２	
鹿児島県薩摩川内市中郷町字逆瀬川6992番４ 原野　814㎡ （買収時：鹿児島県薩摩郡下東郷村大字中郷字逆瀬川6992番４　原野　１畝25歩）	植薗藤次郎 鹿児島県薩摩川内市中郷町	
鹿児島県薩摩川内市城上町字城山9900番74 山林　2,303㎡	氏名不詳 住所不詳	

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７９７５号

東京都北区浮間２丁目24番26号
債務者　有限会社共進金型製作所
代表者代表取締役　吉田　昭夫
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北村　聡子
４　破産債権の届出期間　平成29年12月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１６５号

東京都台東区柳橋２丁目８番３号
債務者　有限会社マークス
代表者代表取締役　花田　満
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　純
４　破産債権の届出期間　平成29年12月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８０号

栃木県大田原市上奥沢583番地18
債務者　アストニッシュ合同会社
代表者代表社員　石田　武志
１　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石神　知也
４　破産債権の届出期間　平成29年12月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前10時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７９１９号

東京都豊島区駒込１丁目12番12号　403号室
債務者　株式会社クマデＬａｂ
代表者代表取締役　組澤　恵子
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　壽原　友樹
４　破産債権の届出期間　平成29年12月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前10時

東京地方裁判所民事第20部